

佐賀県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第三十号

佐賀県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県産業廃棄物税条例施行規則（平成十七年佐賀県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項に次の一号を加える。

三 産業廃棄物の焼却処理の過程を通じて得たものを原料又は原料及び燃料として、自らの製品を製造する焼却施設

様式第一号中

<input type="checkbox"/> 産業廃棄物税条例施行規則第5条第1項第1号 該当
<input type="checkbox"/> 産業廃棄物税条例施行規則第5条第1項第2号 該当

を

<input type="checkbox"/> 産業廃棄物税条例施行規則第5条第1項第1号 該当
<input type="checkbox"/> 産業廃棄物税条例施行規則第5条第1項第2号 該当
<input type="checkbox"/> 産業廃棄物税条例施行規則第5条第1項第3号 該当

に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。